

第7期 雲南市農業委員会第35回総会議事録

1. 日 時 令和5年5月24日（水） 13:30～14:41

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員（17名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
5番 柳原 昌広	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕	10番 新田 清
11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫
15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員（2名）

6番 高橋美佐子 7番 小山 益男

5. 事務局又は説明者

統括監 落合 正成 局長 田部 公利 主査 多根 英志 統括主幹 小林 弘典
主事 新田 悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第237号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について
- ・議第238号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員の選出について
- ・議第239号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員長並びに選考副委員長の選出について
- ・議第240号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第241号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第242号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第243号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- ・議第244号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第35回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、16番吾郷正司委員、17番佐藤博子委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告について ・農地法第4条第1項第9号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・災害復旧のための公共事業の施工に伴う農地転用に係る届出書の受理について ・災害復旧のための公共事業の施工に伴う農地転用に係る工期変更届出書の受理について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願い致します。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第237号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。議第237号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出についてでございます。また、本日お配りしております別紙1の第7期雲南市農業委員会組織体制、外郭団体现委員等名簿も合わせてご覧ください。現在、雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員には、4町からお出かけいただいており、任期は今年の6月13日までとなっております。先方の事務局からの委員選出依頼書では、今後の任期を令和5年6月14日から令和6年6月13日までの1カ年とされていますが、雲南市では本年7月に農業委員会委員の任期が終わることから、この任期に併せることとします。なお、依頼があった残期間については第8期農業委員会決定時に改めて委員の選出議題と致します。現在の委員は、大東町は三島輝昭委員、加茂町は高橋一</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	裕委員、木次町は渡部晴夫委員、三刀屋町は佐藤博子委員にお出かけいただいております。以上、ご審議の程をよろしくお願いいたします。
議 長	ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。
5 番	5 番です。議第 2 3 7 号は、人事案件でございます。5 月 1 6 日の運営委員会で協議をいたしまして、これまでも任期期間中は特別の理由がない限りは、引き続きお願いする形を取っているところであります。先程、事務局から名前が読み上げられました現在の委員の皆様には引き続きお務めいただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局並びに運営委員長から説明と提案がありましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
	(無しの声あり)
議 長	これは人事案件でございますので討論を省略いたします。 お諮りいたします。議第 2 3 7 号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出については、現在の委員の大東町は三島輝昭委員、加茂町は高橋一裕委員、木次町は渡部晴夫委員、三刀屋町は佐藤博子委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし選出することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 2 3 7 号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出については提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。
議 長	次に、議第 2 3 8 号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員の選出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案書 8 ページをご覧ください。議第 2 3 8 号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員の選出についてでございます。雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会要綱第 3 条の規定に基づきまして、選考委員を選出するものです。会長が指名する 6 人以内で構成することになっています。以上、よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありましたとおり、要綱第 3 条の規定に基づき選考委員は、会長が指名する 6 人以内の農業委員会の委員をもって構成することになってはおりますが、わたくしといたしましては、各町でそれぞれご協議いただき、各町より選考委員を 1 人ずつ選出していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。これについて、ご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	ご異議がないと認めますので、これより各町でご協議をお願いします。あの時計で、1 3 時 4 5 分まで、暫時休憩とします。
	・・・ (休憩) ・・・
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していた

発信者	議 事 録 要 旨
3 番	<p>だきます。最初に、大東町より順次発表願います。</p> <p>3 番です。大東町は、本日ご欠席ですが小山益男委員で決まりましたのでよろしくお願 いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。次に、加茂町お願いします。</p>
1 8 番	<p>1 8 番です。加茂町は、高橋一裕委員にお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。次に、木次町お願いします。</p>
1 5 番	<p>1 5 番です。木次町は、わたくし小田川でお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。次に、三刀屋町お願いします。</p>
5 番	<p>5 番です。三刀屋町は、佐藤博子委員にお願いをしました。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。次に、吉田町お願いします。</p>
1 1 番	<p>1 1 番です。吉田町は、わたくし川角がお引き受けしました。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。次に、掛合町お願いします。</p>
8 番	<p>8 番です。掛合町は、吾郷正司委員にお願いいたしました。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおりですが、質疑はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございますので討論を省略い たします。お諮りいたします。議第 2 3 8 号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員 候補者を選考するための選考委員の選出については、大東町は小山委員、加茂町は高橋委 員、木次町は小田川委員、三刀屋町は佐藤委員、吉田町は川角委員、掛合町は吾郷委員と して選出したいと考えます。提案のとおり選出することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 2 3 8 号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委 員候補者を選考するための選考委員の選出については、提案のとおり選出することに決定 し、わたくしが選出した 6 名の委員として指名いたします。選考委員の皆様にはよろしく お願いします。</p>
議 長	<p>次に、議第 2 3 9 号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するた めの選考委員長並びに選考副委員長の選出についてを議題とします。事務局より説明を求め ます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書 9 ページをご覧ください。雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委 員候補者を選考するための選考委員長並びに選考副委員長の選出についてでございます。 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会要綱第 4 条の規定に基づ き、先ほど議第 2 3 8 号で選出されました 6 名の選考委員におかれまして、委員長、副委 員長が互選されるものでございます。以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたとおり、要綱第 4 条の規定に基づき、委員長並び に副委員長を先ほど選出された委員の互選により決定することとなっております。</p> <p>よって、これより第 1 回選考委員会を開催いたしますので、暫時休憩とします。</p>
	<p>・・・ (休憩) ・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中に第 1 回選考委員会において、選考委員長並びに選 考副委員長を選出していただいた結果を、選考委員会の議長より発表していただきます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
16番	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>16番です。先ほど選考委員会を行ったところでございます。選考委員長は小山委員、選考副委員長は小田川委員と決まりましたので報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただ今、発表のとおり選考委員長は小山委員、選考副委員長は小田川委員ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございます。また、要綱第4条の規定に基づき、互選により決定することとなっておりますので討論を省略いたします。</p> <p>お諮りいたします。議第239号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員長並びに選考副委員長の選出については、選考委員会議長の発表のとおり委員長は小山委員、副委員長は小田川委員として選出したいと考へます。提案のとおり選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第239号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員長並びに選考副委員長の選出については、提案のとおり選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第240号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第240号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。11ページをご覧ください。図面については別添1ページから掲載しています。また、獣被害対策や遠方からしか確認ができない農地については、11ページ目に該当農地の航空写真を添付しておりますのでご確認ください。</p> <p>番号1番から3番、〇〇町〇〇地区です。地目は畑3筆で関係者は1名、合計面積は1,075㎡です。令和5年5月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号4番から42番、〇〇町〇〇地区です。地目は田20筆、畑18筆、その他1筆で関係者は15名、合計面積は32,456.87㎡です。令和5年5月1日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号43番と44番、〇〇町〇〇地区です。地目は田2筆で関係者は1名、合計面積は1,108㎡です。令和5年5月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号45番、〇〇町〇〇地区です。地目は田1筆で関係者は1名、面積は688㎡です。令和5年5月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号1番から45番の筆数は田25筆、畑19筆、その他1筆の合計45筆、面積は田24,322㎡、畑10,578㎡、その他427.87㎡、合計35,327.87㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地や、令和3年7月の豪雨によって被災を受けた農地で農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考へます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第240号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第240号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第240号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第241号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書15ページ、議第241号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書16ページをご覧ください。図面資料は12ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は320㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は体調不良により耕作が困難になったが後継者がいない。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を拡大するということです。譲受人は畜産業を営んでおり、申請地は牧草地として利用するとのこと。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>続いて申請番号2番と3番ですが、農地の交換ということであり、まとめて説明します。申請地の所在は〇〇町〇〇で地目、筆ごとの面積は議案書のとおりです。権利の種別は交換移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡し及び譲り受けの申請事由は土地の交換により、耕作の利便性を高めたいということ。図面資料の16ページをご覧ください。申請地はそれぞれの申請人が所有する農地の畦畔となっています。平成11年ごろに耕作の利便性を考え、双方で農地の畦畔部分を交換するという話になり、交換するための分筆まで行われたそうですが、今まで所有権移転が済んでいなかったということで今回改めて申請をされました。隣接する申請者の農地はそれぞれで耕作しており、今後も畦畔として管理をしていくとのこと。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
議 長	

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(補足説明なし)</p> <p>無いようですので、議第241号についての説明を終わります。次に、質疑はございますか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第241号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第241号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第242号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ、議第242号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書18ページをご覧ください。図面については17ページからです。</p>
	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は173㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は使用貸借で貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は店舗、駐車場を整備されます。転用理由は惣菜の調理、販売を行う店舗の建築に併せ、駐車場及び進入路を整備したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p>
	<p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は564㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟85.29㎡及び駐車スペースを整備されます。転用理由は現在の居宅が手狭になったため、申請地を譲り受けて住宅を新築したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p>
	<p>申請番号3番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は合計1,904㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は資材置場で、転用理由は自社の資材置場が不足しているため、申請地を譲り受け資材置場及び重機置場として整備したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p>
	<p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は264㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的及び転用理由は借家住まいであり申請地を譲り受けて住宅を建築したいとのことで、居宅1棟101㎡を</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>建築されます。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第9条第1項に規定する用途地域に定められていることから、申請番号3番と同じ第3種農地であります。以上報告しますので、ご審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
15番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
15番	<p>15番です。申請番号3番の案件は1,000㎡を超えていますので、5月17日に申請者へ聞き取り調査を行っております。申請するに至った経過ですが、図面資料の24、25ページをご覧ください。申請地はかなり以前から農地として耕作されておらず、荒れた状態であり、所有者は以前から事業計画者へ相談をされていたようです。転用目的ですが、事業計画者は最近、砂販売を大規模にされており、現在の資材置場が手狭になったため申請地を資材置場として譲り受けたいということで話がまとまったそうです。いつから使用するかということは本年、秋頃から造成を開始したい考えを持っておられます。転用面積はかなり大きいです。周辺への影響ですが、資材置場ということで大きな騒音は出ないと考えており、周辺の住宅へ説明をして了解を得ておられます。造成を開始した場合、土砂の流出等が想定されますが、申請地をL型擁壁で囲み水路を設けられますし、出入口は道路との接面の幅をしっかりと取られるということで問題は無いと考えます。以上審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他に補足説明は有りませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第242号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第242号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第242号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第243号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ、議第243号農地転用事業計画変更申請に対する意見についてを説明します。今月は1件の申請が出ております。議案書21ページをご覧ください。図面については30ページからです。 申請番号1番です。申請地は〇〇町〇〇の1筆で令和3年10月19日に今回の譲受人が申請地の一部に車庫を整備するという目的で、5条の一部転用の許可が出されています。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>車庫の整備後、手狭であったため新たに申請地の全てを譲り受け、来客用駐車場及び物置を整備したいとのことです。なお、今回の転用計画ですが、権利種別が使用貸借から所有権移転へ、転用内容が一部転用から全部転用へ変更となります。以上ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第243号についての説明を終わります。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第243号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第243号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第244号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページ、議第244号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書23ページをご覧ください。今回は設定件数19件で、内訳は〇〇町6件、〇〇町3件、〇〇町10件です。また、借り受け戸数は9戸となっています。なお、29ページからは、一括方式による農地中間管理機構からの転貸です。この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願いたいと思います。あの時計で14時35分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p>・・・・・・・・ (休憩) ・・・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、利用権貸借の1番から4番と11番から14番、及び一括方式について〇〇町から申し上げます。</p>
3 番	<p>はい、3番です。1番は再設定であり問題ないと判断しました。続いて、一括方式の件ですが、1番、2番、4番の借り手は〇〇と〇〇で畜産を営まれている方で、牧草用地を探しておられました。今回、3件の方へ依頼をされて話がまとまったようです。3番については、近年、地元で広く営農をされており実績のある方と判断し、問題ないと考えま</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 9 番	<p>すのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p> <p>はい、9番です。24ページの2番から4番について説明します。まず、3番については再設定であり問題ないと判断しました。2番と4番は新規ではございますが、受け手の方は熱心に営農をされている方ですので問題ないと判断しましたのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長 5 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p> <p>はい、5番です。11番から14番まではいずれも再設定であり、受け手の方も実績のある方ですので問題ないと判断しましたのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第244号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の1番から4番と11番から14番、及び一括方式の案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第244号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の1番から4番と11番から14番、及び一括方式の案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。〇〇町分の利用権貸借の申請番号5番から10番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、13番委員には、ご退席願ひします。</p> <p>(13番委員 退席)</p>
議 長 5 番	<p>それでは、議事参与の制限に該当する案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p> <p>はい、5番です。5番から10番までの申請です。この内の7番は新規ではありますが、近くの圃場だということであります。他は、再設定でありまして、受け手も法人でありますので妥当と判断いたしましたのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第244号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち利用権貸借の申請番号5番から10番の案件は、申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第244号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>用集積計画の承認についての案件のうち利用権貸借の申請番号5番から10番の案件は申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定いたしました。</p> <p>13番委員にはご着席願います。 (13番委員 着席)</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p> <p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(14:41終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____